

## 第三者加害事案 チェックリスト

☆ 以下の内容は、提出された書類で漏れや誤りの多い箇所です。

☆ このチェックリストを活用して、迅速かつ正確な手続をお願いします。

<input type="checkbox"/>	被災職員側の過失の大小、負傷の大小にかかわらず、負傷している場合は、警察署に「人身事故」として届けましたか。 ※届け出ていない場合は、速やかに届出してください。
<input type="checkbox"/>	自転車同士の事故の場合でも、その事故が原因で負傷している場合は、警察署に「人身事故」として届けましたか。※届け出ていない場合は、速やかに届出してください。
<input type="checkbox"/>	交通事故証明書は「物損事故」ではなく、「人身事故」となっていますか。 ※証明書の右隅に種別が記載されています。
<input type="checkbox"/>	補償先行事案の場合、交通事故証明は原本を添付していますか。（基金免責事案の場合はコピーを添付）
<input type="checkbox"/>	災害の原因となった行為が同僚職員による場合は、第三者加害事案（同僚加害）としての必要書類を添付しましたか。 例：手術中に医師（同僚）が誤ってメスで看護師の指を刺傷した。 運転手（同僚）が車両のドアを閉める際に誤って同乗者の指を挟んだ。 運転手（同僚）が後方確認を怠り、車両が作業中の職員にぶつかった。
<input type="checkbox"/>	交通事故の場合、第三者加害報告書（補償）の裏面も記入がありますか。 ※相手方の加入保険情報、本人の人身傷害保険情報を記載する欄があります。
<input type="checkbox"/>	古い様式（念書、誓約書）を使用していませんか。（平成 25 年 4 月から、表題や様式が変更されています。）
<input type="checkbox"/>	事故発生状況報告書に、道幅や停止線の有無等、詳細な事項を記載していますか。